

別記第1号様式（第4条関係）

板橋区非常用電源装置給付申請書

板橋区長 様

対象者	氏名（フリガナ）	()	
	住所	(〒 -) 板橋区	
	生年月日	年 月 日生	
	疾病名		
希望する非常用電源装置のメーカー、型式、規格等			
以下、該当の□にチェックをしてください。			
給付の条件		☐	在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画を策定している。
公的制度利用状況		☐	小児慢性特定疾病医療費助成
		☐	難病医療費助成
		☐	身体障害者手帳（ 級）
		☐	その他
他制度による非常用電源装置給付状況		☐	なし
		☐	あり _____年度給付（給付された年度をご記入ください） ※自家発電装置を既に給付されている場合は対象外
板橋区非常用電源装置の給付状況		☐	なし
		☐	あり _____年度給付（給付された年度をご記入ください） ※自家発電装置を既に給付されている場合は対象外
在宅人工呼吸器使用者の安全確保を目的として、本件について個人情報保護の上、関係機関等へ情報提供を行うことがあります。 給付に際して必要となる事項について、関係機関等に照会することがあります。 裏面注意事項及び本件申請について同意し、非常用電源装置の給付を申請します。 年 月 日 申請者住所 板橋区 氏名 (対象者との続柄) 電話番号			

注意事項

1. 非常用電源装置使用上の安全性について、医療機器取扱事業者と十分に相談すること。
2. 給付する非常用電源装置は、対象者 1 名について自家発電装置 1 台又は蓄電池 2 台までとし、自家発電装置と蓄電池は重複しないものとする。この場合において、この台数は他自治体・他の公的制度で給付等された非常用電源装置を含めることとする。なお、他の公的制度を利用することにより、給付及び取得が可能な場合、先に他の公的制度を利用するものとする。

(1) 自家発電装置

原則として外付けバッテリーの充電を目的とするものであって、介護者が容易に使用し得るもの。ただし、人工呼吸器の製造販売業者により人工呼吸器の駆動のための電源として使用が認められているものはこの限りではない。

(2) 蓄電池

容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が 300W 以上のもの又は停電時等における安全確保のための人工呼吸器専用の外付けバッテリーのいずれかとする。ただし、外付けバッテリーの場合、診療報酬に含まれる療養上必要なバッテリーは除く。

3. 給付対象は非常用電源装置本体のみで、燃料及びエンジンオイルは給付対象としない。
4. 非常用電源装置の限度額は以下のとおり（いずれも消費税を含む額）とする。限度額を超える場合は、給付の際に超過負担額を業者に支払うこと。

(1) 自家発電装置 212,000 円

(2) 蓄電池 1 個あたり 104,000 円

5. 非常用電源装置を納入する業者に、給付にあたり必要な情報を区から通知する。
6. 非常用電源装置の耐用年数は、自家発電装置の場合は納入日から 6 年間とし、蓄電池は 5 年とし、その期間の再度の給付はしない。
7. 申請時に虚偽及びその他不正な申請を行ってはならず、給付された非常用電源装置を給付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。違反した場合は、費用の全部又は一部を返還させることがある。
8. 給付後、所有者として非常用電源装置を適切に管理し、定期的に点検すること。
9. 非常用電源装置の給付時及び給付後必要に応じて調査を行うことがあるので、これに応じなければならない。